

国民健康保険税減免額の計算例 1

【世帯例】

国民健康保険に加入している夫婦の世帯で、主たる生計維持者の夫の事業収入が10分の3以上減少する見込みの場合

(令和3年度の事業収入 170万円 → 令和4年度の事業収入見込み 119万円以下の場合)

【減免額の計算方法】

○減免される額＝対象保険税額 (A × B / C) × 減免割合 D

A：収入が減少した主たる生計維持者の属する世帯について算定した保険税額
(この例では、夫の場合は17万円、妻の場合は5万円です。)

B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る令和3年の所得額
(この例では、主たる生計維持者である夫の事業所得額の100万円です。)

C：世帯の主たる生計維持者及び被保険者全員の令和3年の所得額の合計額
(この例では、夫と妻の所得の合計額で、180万円です。)

D：主たる生計維持者の令和3年の所得の合計額に応じた減免割合
(この例では、10分の10となります。)

主たる生計維持者の 令和3年の所得の合計額	減免割合
300万円以下の場合	10分の10
400万円以下の場合	10分の8
550万円以下の場合	10分の6
750万円以下の場合	10分の4
1,000万円以下の場合	10分の2

○所得等の状況

	令和4年度の保険税額	令和3年の所得
夫	17万円【A】	事業所得 100万円【B】 年金所得 70万円 (年金収入180万円に相当)
妻		年金所得 10万円 (年金収入120万円に相当)
		夫と妻の所得の合計額 180万円【C】

○保険税の減免額の計算

$$A \quad B \quad C \quad D(\times) \quad \text{減免の額}$$
$$17\text{万円} \times 100\text{万円} \div 180\text{万円} \times 10\text{分の}10 = \text{約}9\text{万}4\text{千円}$$

※令和3年の夫の所得の合計額が300万円以下のため、減免割合は10分の10となります。

国民健康保険税減免額の計算例 2

【世帯例】

国民健康保険に加入している3人（子父母）の世帯で、主たる生計維持者の子の事業収入が10分の3以上減少見込みの場合

（令和3年度の事業収入 600万円 → 令和4年度の事業収入見込み 420万円以下の場合）

【減免額の計算方法】

○減免される額＝対象保険料額（A×B／C）×減免割合D

A：収入が減少した主たる生計維持者の属する世帯について算定した保険税額
（この例では、70万円です。）

B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る令和3年の所得額
（この例では、主たる生計維持者である子の事業所得額の350万円です。）

C：世帯の主たる生計維持者及び被保険者全員の令和3年の所得額の合計額
（この例では、子と父と母の所得の合計額で、520万円です。）

D：主たる生計維持者の令和3年の所得の合計額に応じた減免割合
（この例では、10分の6となります。）

主たる生計維持者の 令和3年の所得の合計額	減免割合
300万円以下の場合	10分の10
400万円以下の場合	10分の8
550万円以下の場合	10分の6
750万円以下の場合	10分の4
1,000万円以下の場合	10分の2

○所得等の状況

	令和4年度の保険税額	令和3年の所得
子	70万円【A】	事業所得 350万円【B】 その他所得 100万円
父		年金所得 60万円（年金収入170万円に相当）
母		年金所得 10万円（年金収入120万円に相当）
		息子と父と母の所得の合計額 520万円【C】

○保険税の減免額の計算

$$\begin{array}{cccccc} A & B & C & D(\times) & \text{減免の額} \\ 70\text{万円} & \times & 350\text{万円} & / & 520\text{万円} & \times & 10\text{分の}6 & = & \text{約}28\text{万}3\text{千円} \end{array}$$

※令和3年の子の所得の合計額が400万円を超え550万円以下のため、減免割合は10分の6となります。